

はらっパーク宮代概要

- 所 在 : 宮代町字金原295番地
- 敷地面積 : 64420.99 m²
- 建築面積の合計 : 399.33 m²
- 延床面積の合計 : 399.33 m²
- 構 造 :
- (管理棟) 延床面積 256.22 m²
鉄筋コンクリート造・平屋建
 - (西便所棟) 延床面積 50.16 m²
鉄筋コンクリート造・平屋建
 - (ポンプ室) 延床面積 27.00 m²
鉄筋コンクリート造・平屋建
 - (倉庫) 延床面積 65.95 m²
スチール製既製品・平屋建

■ 施 設

多目的広場	: 約30,000 m ²
小広場	: 約10,000 m ²
駐車場	: 約3,800 m ² (150台)
調整池	: 約6,000 m ²

はらっパーク宮代平面図



※ ランニングバイクコース、グラウンドゴルフコースについては、現指定管理者の自主事業により設置・運営

維持管理業務一覧

業 務		内 容	実施回数	備 考
受付業務	公園受付業務	施設利用に関する事務	利用時間内	
清掃等関係	公園内全般清掃業務	日常清掃	毎日1回以上	
		定期清掃（塩ビ系タイル床ワックス添付）	年4回	
		定期清掃（磁気タイル床洗浄）	年4回	
		定期清掃（窓ガラス清掃/管理棟のみ）	年4回	
		定期清掃（換気扇清掃）	年1回	
		定期清掃（照明器具清掃）	年1回	
	外周清掃業務	外回りの除草及び清掃	随時	
設備機器業務	冷暖房機点検及びエアフィルター清掃	室内機2台/室外機2台	年1回	
	浄化槽保守管理※	保守管理/塩素消毒含む	年4回	
	浄化槽水質分析試験※	排水の水質検査	年1回	
	消防用設備管理業務※	消火器2基	年2回	
	電気温水器管理業務	電気温水器内の水抜き(バケツ1杯程度)	年4回	
管理備品点検業務	管理機器整備点検業務	草刈機等管理機器の点検	年1回	
その他	樹木剪定及び消毒業務	敷地内樹木の剪定・消毒	必要時	
芝の維持業務	広場等維持業務	芝の管理	必要時	

※については法定点検

別添資料3

備品台帳

	所有	保管場所	品名	数量	備考
1	宮代町	用具倉庫	テーブル貸出し用	7	－
2	宮代町	用具倉庫	折りたたみイス	12	－
3	宮代町	内庭	3mサッカーゴール（おもり）	6	－
4	宮代町	内庭	3mサッカーゴール（セット）	1	－
5	宮代町	事務所	3連椅子（茶色）	2	－
6	宮代町	事務所	イス（布）	20	H19.4購入
7	宮代町	事務所	カウンター	1	－
8	宮代町	事務所	脚立	1	H19.4購入
9	宮代町	事務所	テーブル（茶色）	2	－
10	宮代町	事務所	テーブル（白色）	4	H19.4購入
11	宮代町	事務所	ホワイトボード	1	－
12	宮代町	事務所	椅子（ビニール）	10	－
13	宮代町	事務所	車椅子	1	－
14	宮代町	事務所	書庫	2	－
15	宮代町	機械倉庫	電源コードリール・50m	1	－
16	宮代町	機械倉庫	コンプレッサー	1	－
17	宮代町	機械倉庫	芝刈り機・自走式	1	H28.3購入
18	宮代町	機械倉庫	芝刈用・大型トラクター	1	H28.3購入
19	宮代町	事務所	AED	1	－
20	宮代町	事務所	モデム	1	－
21	宮代町	事務所	電話機	1	－
22	宮代町	事務所	アンプ（園内放送用：FA-606）	1	H24.8購入
23	宮代町	中庭・駐車場・調整池	南京錠	19	－
24	宮代町	駐車場・西側トイレ	防犯カメラ	2	R8.3購入

※防犯カメラの運用については、宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱による。

過去4年度分決算資料

1. 収入

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	12,565,000	11,817,000	11,806,000	11,845,000
施設利用料金	1,976,220	1,879,960	1,872,750	2,172,750
グラウンド・ゴルフ	883,000	679,500	585,500	537,000
サッカー	366,500	417,250	624,000	852,750
アーチェリー	535,500	616,500	448,500	634,500
その他	191,220	166,710	214,750	148,500
自主事業	4,328,396	3,366,775	3,581,342	3,236,922
合 計	18,869,616	17,063,735	17,260,092	17,254,672

2. 支出

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	12,451,140	13,120,776	13,253,605	13,419,471
管理費	2,390,848	2,695,152	2,256,889	2,438,896
光熱水費	1,473,846	1,327,940	1,371,780	1,373,366
通信費	293,963	297,588	286,794	287,563
修繕費	121,482	492,020	69,300	232,869
賃貸料	235,400	277,310	266,640	271,920
保険料	129,304	129,916	103,000	131,752
ホームページ関連費	0	0	0	0
燃料費	136,853	170,378	159,375	141,426
業務委託料	1,612,860	1,578,430	1,520,900	1,713,950
植栽管理	913,000	913,000	913,000	1,009,800
定期清掃	154,000	154,000	154,000	154,000
浄化槽維持管理	229,500	229,500	229,500	229,500
機械警備	105,600	105,600	114,400	132,000
トラクター等機器点検	66,550	99,000	91,300	89,100
空調機器清掃・点検	0	0	0	0
消防設備点検	8,800	8,800	8,800	8,800
廃棄物収集	135,410	68,530	9,900	90,750
自治体備品	266,200	0	0	0
事務費	678,032	868,793	447,420	362,139
その他（固定）	400,000	400,000	400,000	400,000
自主事業関連費	2,634,017	1,789,622	2,061,523	2,118,000
合 計	20,433,097	20,452,773	19,940,337	20,452,456

過去4年度分利用状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
多目的広場	利用件数	971	842	846	737
	利用者数	27,580	26,085	26,829	27,840
調整池	利用件数	28	27	38	32
	利用者数	1,437	641	1,008	722
中央園路広場	利用件数	17	11	0	105
	利用者数	505	411	0	934
計	利用件数計	1,016	880	884	874
	利用者数計	29,522	27,137	27,837	29,496

■多目的広場

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
グラウンドゴルフ	利用件数	815	661	570	509
	利用者数	15,403	12,055	9,600	8,208
サッカー	利用件数	71	91	199	165
	利用者数	5,699	6,044	11,731	12,921
アーチェリー	利用件数	38	46	32	45
	利用者数	4,556	6,346	3,091	4,413
その他	利用件数	47	44	45	18
	利用者数	1,922	1,640	2,407	2,298
計	利用件数	971	842	846	737
	利用者数	27,580	26,085	26,829	27,840

○宮代町都市公園条例

平成5年2月1日

条例第3号

改正 平成6年3月25日条例第15号

平成7年3月31日条例第15号

平成10年3月26日条例第9号

平成11年3月23日条例第9号

平成12年3月28日条例第16号

平成12年6月15日条例第30号

平成16年12月21日条例第21号

平成17年9月16日条例第30号

平成17年12月14日条例第41号

平成18年9月22日条例第52号

平成19年12月13日条例第31号

平成21年10月29日条例第28号

平成22年3月23日条例第1号

平成22年9月29日条例第23号

平成23年6月9日条例第8号

平成25年3月27日条例第7号

平成30年3月26日条例第3号

令和7年3月19日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の目標)

第1条の2 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。

(4) 主として町内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。

ただし、次条に定める特別の場合においては、当該各号で定める割合を限度としてこれを超えることができる。

- 2 一の都市公園に運動施設として設けられる敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

(平30条例3・一部改正)

(公園施設の設置基準の特例)

第1条の5 前条第1項ただし書の規定により特別の場合として定める建築物及びその限度は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物を設ける場合に限り、当該都市公園施設の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

ア文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

イ景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要構造物として指定された建築物

ウ地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合に限り、当該都市公園の敷地

面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 都市公園に仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（平30条例3・一部改正）

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第1条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、別表第1に定めるものとする。

（行為の制限）

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 花火、キャンプファイア等火気を使用すること。

(6) 小広場を有料施設の代替地として規則に定める利用をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付

することができる。

(許可の特例)

第3条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可（以下「設置許可等」という。）を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、設置許可等に係るもの若しくは又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又は町長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 家庭ごみ、その他汚物を捨てること。
- (9) 他の利用者に危険を及ぼすおそれがある行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障がある行為

(利用の禁止又は制限)

第5条 町長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設等)

第6条 有料公園施設等（町の管理する公園施設及び備品で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設等の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(使用の許可)

第7条 有料公園施設等を貸し出し区分に応じて独占して使用しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、プール及びトレーニング室の共用使用の場合は、規定の使用料を納付し、入場券の交付を受けることによって、これに代えるものとする。回数券及び定期券により使用する場合についても、同様とする。

(1) 使用する有料公園施設等の種類及び数量

(2) 使用の日時

(3) 使用の目的

(4) 使用中の責任者の住所・氏名及び人員

2 町長は、前項に規定する許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとする場合

ア設置の目的

イ公園施設の種類

ウ設置の期間

エ設置の場所及び面積

オ公園施設の構造

カ公園施設の管理の方法

キ工事実施の方法

ク工事の着手及び完了の時期

ケ都市公園の復旧方法

コ上記に掲げるもののほか、町長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

ア管理の目的

イ管理する公園施設

ウ管理の期間

エ管理の方法

オ上記に掲げるもののほか、町長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア既に受けた許可の年月日及び許可番号

イ変更事項及び理由

ウ上記に掲げるもののほか、町長が指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の種類

(2) 占用の面積

(3) 占用物件の管理の方法

(4) 工事実施の方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 都市公園の復旧方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が指示する事項

(占用許可の軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更該当する事項は、都市公園の利用又は効用に影響を与えないもので規則で定めるものとする。

(許可申請書の添付書類)

第10条 設置許可等の許可を受けようとする者又はその許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 町長は、前項に規定する書類のほか、必要と認めた書類の提出を求めることができる。

(占用物件等の使用料)

第11条 設置許可等を受けて都市公園を占用する者は、宮代町行政財産の使用料に関する条例（昭和63年宮代町条例第9号）別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、占用期間が1年未満の場合はその全部を一時に、1年以上の場合は1年ごとにこれを納付するものとする。ただし、町長が特別の事由がある

と認めた場合は、これを分納させることができる。

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料公園施設等の使用料)

第12条 第2条第1項若しくは第3項の許可を受けて都市公園を使用する者又は第7条第1項の規定により有料公園施設等を使用する者は、別表第3から算定される額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、都市公園の使用許可の際に納付するものとする。

- 3 第7条に規定する回数券及び定期券の金額は、別表第3のとおりとし、利用に係る使用料は、前項の規定にかかわらず、発行の際に納付しなければならない。

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき又は使用を中止したとき。

(2) 使用者が自己の責めに帰しない理由により、都市公園を使用することができなかったとき。

(使用料の免除)

第13条 町長は、別に定めるところにより、前条の使用料を免除することができる。

(入場券等)

第14条 入場券、回数券及び定期券は、町長が別に定める。

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 設置許可等を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復

したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。

(監督処分)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 町長は、第1項各号に規定する者が受けた処分による損失について、その補償の責めを負わない。

(損害賠償義務)

第17条 都市公園の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に公園施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第18条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第19条 第2条から第17条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第20条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、第6条第2項に定める供用日及び供用時間を一時的に変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(指定管理者が行う業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 都市公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 利用の承認及び利用の取り消しに関する業務
- (3) 利用料金の納入及び利用料金の免除、利用料金の返還に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該公園施設を有効に活用するために必要な業務

(指定管理者による公園施設の現状変更)

第22条 指定管理者は、町が設置した公園施設の改修、増設その他の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第23条 第2条第1項若しくは同条第3項又は第7条第1項の許可を受けて行う都市公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が別表第3に掲げる利用料金の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

2 指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

3 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、前2項に規定する施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者による管理の場合における規定の適用)

第24条 指定管理者が指定管理業務を行う場合における第2条、第5条、第7条、第13条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者が指定管理業務を行う場合における第7条、第12条及び第13条の規定及び別表第3の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第2条第1項又は第3項(第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第7条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して有料公園施設等を使用した者

(4) 第15条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(5) 第16条第1項又は第2項(第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 宮代町総合運動公園条例(昭和63年宮代町条例第14号)は、廃止する。

附 則(平成6年条例第15号)

この条例は、平成6年4月30日から施行する。

附 則(平成7年条例第15号)

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第30号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の進修館条例等の規定は、平成13年1月1日以後の利用に係る許可の申請から適用する。

附 則（平成16年条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宮代町都市公園条例の規定は、平成17年4月1日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第30号）

この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１７年条例第４１号）

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

附 則（平成１８年条例第５２号）

（施行期日）

１ この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１９年条例第３１号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行前に、改正前の宮代町都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成２１年条例第２８号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２１年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例及び宮代町都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２２年条例第１号）

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

附 則（平成２２年条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行し、平成２３年１月１日以後の利用に係る許可の申請から適用する。

附 則（平成２３年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行し、平成２３年１０月１日以後の利用に係る申請から適用する。

附 則（平成２５年条例第７号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年条例第３号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和７年条例第８号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

別表第１（第１条の６関係）

（令７条例８・一部改正）

1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、１２０センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、９０センチメートル以上とすることができる。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、９０センチメートル以上とすること。 ウ 出入口からの水平距離が１５０センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場
----------	---

合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

（２） 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、１８０センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、５０メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を１２０センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

（３） 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられ

ていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものををもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられてい

	ること。 (7) 2の項から7の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
2 屋根付 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3 休憩所 及び管理 事務所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場

	合は、傾斜路を併設すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、８０センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 (２) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 (３) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (４) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、６の項(２)から(６)までの基準に適合するものであること。 (５) 上記(１)から(４)までの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
４ 野外劇場及び野外音楽堂	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (１) 出入口は、２の項(１)の基準に適合するものであること。 (２) 出入口と(３)の車椅子使用者用観覧スペース及び(４)の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、１２０センチメートル以上とすること。ただし、地形の

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、6の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。

(5) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメ

	ートル以上であること。 イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。 (6) 上記(1)から(5)までの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外音楽堂について準用する。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
6 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 イ 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、(1) 掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 上記(2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されているこ

	と。 (4) 上記(2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 (5) 上記(3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。 (6) 上記(3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
7 水飲場及び手洗場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。 (2) 上記(1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する手洗場について準用する。
8 掲示板及び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

	と。 (2) 上記(1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する標識について準用する。 (3) 1の項から8の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。
--	---

別表第2（第6条関係）

1 有料の公園施設

都市公園名	有料公園施設
宮代町総合運動公園	多目的広場 野球場 ソフトボール場 テニスコート （総合体育館内） メインアリーナ サブアリーナ 柔道場 剣道場 弓道場 トレーニング室 会議室 研修室 プール
はらっパーク宮代	多目的広場

2 有料備品

有料備品	別に規則で定める。
------	-----------

別表第3（第12条関係）

1 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

種類	使用料		
	単位	期間	金額
物品の販売その他これらに類するもの	1平方メートル	1日	13円
業として写真撮影		半日	300円
		1日	610円
業として映画撮影		半日	12,300円
		1日	24,700円
興行	1平方メートル	1日	15円
競技会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日	7円
小広場の有料施設の代替利用	全面	1時間	1,000円

備考

- 1 行為に要する面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
 - 2 半日とは、午前8時30分から午後零時30分まで又は午後1時から午後5時までとし、1日とは、午前8時30分から午後5時までとする。
 - 3 小広場の有料施設の代替利用とは、はらっパーク宮代の有料施設を、アーチェリー等の利用により、長期的に有料施設が利用できない場合に、その代替として同公園内の小広場を利用させることをいう。
- 2 基本使用料（有料公園施設の利用に伴う使用料）

①施設使用料

施設名等		区分	基本使用料（１時間当たり）		摘要
			一般	児童・生徒等	
宮 代 町 総 合 運 動 公 園	多目的広 場	全面	１，０００円	５００円	独占して使用 する場合
		半面	５００円	２５０円	
	野球場	全面	１，０００円	５００円	
	ソフトボ ール場	全面	１，０００円	５００円	
	テニスコ ート	１面	６００円	３００円	
	メインア リーナ サブア リーナ	メインアリー ナ全面	３，０００円	１，５００円	
		メインアリー ナ半面	１，５００円	７５０円	
		サブアリーナ 全面	１，０００円	５００円	
		バレーボール コート１面	１，０００円	５００円	
		バドミントン コート１面	５００円	２５０円	
		卓球１面	２５０円	１５０円	
	柔道場	全面	７００円	３５０円	
	剣道場	全面	７００円	３５０円	
	弓道場	全面	６００円	３００円	
		共用	１人 １００円	１人 ５０円	

	トレーニング室	共用	1人1回につき 300円	—	
		回数券	3,000円	—	
		定期券 (1月)	3,000円	—	
	会議室	全面	300円	300円	
	研修室	全面	300円	300円	
	プール	共用	1人1回につき 400円	1人1回につき 200円	
		回数券	4,000円	2,000円	
		定期券 (1月)	4,000円	2,000円	
		一般プール占 用1コース	1回につき 2,000円	1回につき 1,000円	
		幼児プール占 用半面	—	1回につき 8 00円	
はらっパーク宮代	多目的広場	全面	3,000円	1,500円	独占して使用する場合
		半面	1,500円	750円	
		1／6面	500円	250円	

備考

- 「児童・生徒等」とは、義務教育諸学校の児童、生徒及び幼児（義務教育

就学前の者をいう。以下同じ。)をいう。

2 トレーニング室の児童・生徒等の使用はできないものとする。

3 プールの1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで又は午後5時から午後8時までのそれぞれの時間帯をいう。

4 プールを共用して利用する場合は、あらかじめ許可を受けることにより、利用当日に限り、再入場することができるものとする。

5 一般プールとは、25メートルプールをいう。

6 プールを幼児が使用する場合は無料とし、成人の付き添いを必要とする。ただし、付き添い人は有料とする。

7 プールの占用利用は、占用利用に係るコース使用料のほか、普通利用に係る基本使用料を徴収する。

②照明使用料

施設名等	区分	基本使用料（1時間当たり）
テニスコート	1面	400円

3 有料備品使用料

有料備品	規則で定める額
------	---------

4 増使用料（有料公園施設の利用に伴い基本使用料に加算する額）

入場料金等を徴収する場合	有料公園施設において入場料等を徴収する場合の1回当たりの増使用料は、1人1回について徴収する最高の入場料金等に100を乗じて得た額とする。
営利、宣伝を目的とする場合	有料公園施設において営利、宣伝を目的として利用する者の1時間又は1回当たりの増使用料は、基本使用料に3を乗じて得た額とする。

○宮代町都市公園条例施行規則

平成5年2月1日

規則第5号

改正 平成6年3月30日規則第7号

平成7年6月1日規則第20号

平成11年3月23日規則第3号

平成11年3月31日規則第7号

平成12年12月28日規則第40号

平成14年7月1日規則第30号

平成17年5月31日規則第41号

平成19年3月9日規則第9号

平成20年3月31日規則第16号

平成21年10月29日規則第35号

平成22年3月23日規則第6号

平成22年10月25日規則第25号

平成23年6月27日規則第14号

平成23年10月12日規則第16号

平成31年3月25日規則第14号

令和元年6月19日規則第42号

令和4年4月1日規則第16号

令和8年3月10日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）

及び宮代町都市公園条例（平成5年宮代町条例第3号。以下「条例」という。）

の施行に関し、条例第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用許可の申請書）

第2条 法第5条第1項又は法第6条第2項に規定する都市公園において行う公園

施設の設置若しくは管理又は占用の許可に係る申請書は様式第1号のとおりとす

る。

2 法第5条第1項又は法第6条第3項に規定する変更の許可に係る申請書は様式第2号のとおりとする。

3 前2項に規定する申請は、設置若しくは管理又は占用しようとする日の1月前からとし、更新しようとする場合についても、同様とする。ただし、指定管理者が事業計画に基づく自主事業に使用するときは、この限りでない。

(行為の許可の申請書)

第3条 条例第2条第2項に規定する都市公園において行う行為の許可に係る申請書は様式第3号のとおりとする。

2 条例第2条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合 販売品目及び販売時間

(2) 業として写真を撮影する場合 営業時間又は撮影時間及び写真機の台数

(3) 業として映画等の撮影を行う場合 撮影時間、撮影のための人員、撮影のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(4) 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、興行のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(6) 花火、キャンプファイア等火気を使用する場合 火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名

(7) 小広場を有料施設の代替地として規則に定める利用をする場合 使用の目的、現場責任者の住所及び氏名

3 条例第2条第3項に規定する変更の許可に係る申請書は様式第4号のとおりとする。

4 第1項及び前項に規定する申請は、1月前から申請できるものとする。ただし、町及び町の執行機関（附属機関を含む。）が公用で使用するとき又は指定管理者が事業計画に基づく自主事業に使用するときは、この限りでない。

5 はらっパーク宮代内の有料施設において次に掲げる行為がある場合、条例第2条第1項第6号に規定する小広場を有料施設の代替地として利用することができる。この場合の利用は1時間単位とし、1回の利用につき連続して利用できる時間は2時間を限度とする。

(1) 条例第2条第1項第3号及び第4号に掲げる行為

(2) 芝の養生

(有料公園施設等の供用日及び供用時間)

第4条 条例第6条第2項に規定する有料公園施設等の供用日は、次に定める日以外の日とする。ただし、町長は必要があると認めるときは、供用日を一時的に変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(1) 宮代町総合運動公園内の有料公園施設

ア国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（以下「休日等」という。）である場合は、休日等以外の日で町長があらかじめ指定する日

イ月曜日。ただし、その日が休日である場合を除く。

ウ1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

(2) はらっパーク宮代内の有料公園施設

ア1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 条例第6条第1項に規定する有料備品については、別表第1に掲げるとおりとし、施設の供用時間内で使用するものとする。

3 条例第6条第2項に規定する有料公園施設等の供用時間は、別表第2に掲げるとおりとし、町長は必要があると認めるときは、供用時間を一時的に変更することができる。

(有料公園施設等の使用許可の申請書)

第5条 条例第7条第1項に規定する有料公園施設等の使用に係る申請書は様式第5号のとおりとし、変更に係る申請書は様式第6号のとおりとする。また有料備品の使用申請については、様式第7号のとおりとする。

2 前項に規定する申請は、町内に在住、在勤又は在学の者については使用しよう

とする日の3月前から、それ以外の者については2月前から、条例第2条第1項第3号及び第4号に掲げる行為に利用する場合については6月前からとする。ただし、町及び町の執行機関（附属機関を含む。）が公用で使用する時又は指定管理者が事業計画に基づく自主事業に使用する時は、この限りでない。

（入場券等の様式）

第6条 条例第14条の規定による入場券、回数券及び定期券は、それぞれ様式第8号から様式第10号までとする。

（占用許可の軽易な変更）

第7条 条例第9条に規定する軽易な変更で、規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装

（2） 占用物件の構造を変えない修繕

（占用物件等の使用料の還付）

第8条 条例第11条第3項の規定による占用物件等の使用料の還付に係る申請書は宮代町行政財産の使用料に関する条例（昭和63年宮代町条例第9号）による。

（有料公園施設等の使用料の還付）

第9条 条例第12条第4項の規定による有料公園施設等の使用料の還付を受けようとする者は、様式第11号の公園施設等使用料還付申請書を町長に提出しなければならない。

2 有料公園施設等の使用料の返還の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 条例第12条第4項第1号 既納の有料公園施設等の使用料の全額

（2） 条例第12条第4項第2号 町長がその都度定める額

（許可証の交付）

第10条 町長は、法第5条第1項又は法第6条第1項に規定する公園施設の設置若しくは管理又は占用許可をしたときは様式第12号の公園施設設置等許可証を、法第5条第1項又は法第6条第3項に規定する公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を変更したときは様式第13号の公園施設設置等変更許可証を交付するものとする。また町長若しくは指定管理者は条例第2条第1項各号に規定する

都市公園内において行う行為の許可をしたときは様式第 1 4 号の都市公園内行為許可証を、条例第 2 条第 3 項の規定により変更の許可をしたときは様式第 1 5 号の都市公園内行為変更許可証を、条例第 7 条第 1 項に規定する有料公園施設等の使用を許可したときは様式第 1 6 号の有料公園施設使用許可証兼領収書を、変更許可したときは様式第 1 7 号の有料公園施設変更許可証兼領収書を、有料備品の使用を許可したときは様式第 1 8 号の有料備品使用許可証兼領収書を当該申請者に交付するものとする。

(有料公園施設等の使用料の免除対象)

第 1 1 条 条例第 1 3 条の規定に基づき有料公園施設等の使用料の免除対象となるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町及び町の執行機関（附属機関を含む。）が公用で使用する時。
- (2) 町内の小中学校が、教育活動として使用する時。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が使用する時。ただし、障害者が団体で有料公園施設等を使用するときは、参加者（介護者等を除く。）のすべてが障害者に該当する場合に限り、有料公園施設等の使用料を免除するものとする。
- (4) 指定管理者が事業計画に基づく自主事業に使用する時。

(有料公園施設等の使用料の免除)

第 1 2 条 有料公園施設等の使用料の免除を受けようとするときは、事前に公園施設等使用料免除申請書（様式第 1 9 号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、申請のときに、免除の対象となることを確認するために必要な書類を提示することにより、当該申請に代えることができる。

(プールの占有等)

第 1 3 条 宮代町総合運動公園内のプールの占有については、次に掲げるすべての要件を満たす団体として町へ登録した団体（以下「登録団体」という。）に限り利用することができるものとする。ただし、第 1 1 条に規定するものについては、この限りでない。

- (1) 団体の構成員が 1 5 人以上であること。
- (2) 団体の責任者を必ず置くこと。

(3) 児童又は生徒等が主たる構成員となるときは、成人の監督者を置くこと。

2 団体の登録を受けようとするときは、事前に室内プール団体登録申請書（様式第20号）を町長に提出しなければならない。登録した団体については室内プール団体登録証（様式第21号）を交付するものとし、登録証の有効期間は2年間とする。

3 登録団体によるプールの占有は、次に定める日以外の日とする。

(1) 7月及び8月の毎日

(2) 土曜日、日曜日及び休日

(指定管理者による管理の場合における規定の適用)

第14条 条例第20条の規定による指定管理者に都市公園の管理に関する業務を行わせる場合における第4条、第9条、第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第23条第3項の規定による指定管理者に都市公園の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合における第9条、第11条、第12条及び第13条の規定並びに別表第1の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金の承認手続)

第15条 指定管理者は、条例第23条第1項の規定による利用料金について町長の承認を受けようとするときは、宮代町総合運動公園については宮代町総合運動公園利用料金承認申請書（様式第22号）を、はらっパーク宮代についてははらっパーク宮代利用料金承認申請書（様式第23号）を町長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 宮代町総合運動公園条例施行規則（昭和63年宮代町規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成6年規則第7号）

この規則は、平成6年4月30日から施行する。

附 則（平成7年規則第20号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第40号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の宮代町都市公園条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後の利用に係る許可の申請から適用する。

附 則（平成14年規則第30号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第41号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宮代町都市公園条例施行規則第13条の規定による使用料の免除に係る許可を受けているものについては、改正後の宮代町都市公園条例施行規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第16号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみ

やしろ設置及び管理に関する条例施行規則及び宮代町都市公園条例施行規則の規定による申請は、改正後の宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例施行規則の規定による申請とみなす。

附 則（平成２２年規則第６号）

この規則は、平成２２年３月２３日から施行する。

附 則（平成２２年規則第２５号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２３年１月１日以後の利用に係る許可の申請から適用する。

附 則（平成２３年規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２３年１０月１日以後の利用に係る申請から適用する。

附 則（平成２３年規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第４２号）

この規則は、令和元年６月１９日から施行する。

附 則（令和４年規則第１６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年規則第１号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

（令元規則４２・令８規則１・一部改正）

有料備品名	区分	使用料	摘要
放送設備	一式	１回当たり１，０００円	野球場放送棟用
放送設備	一式	１回当たり１，０００円	メインアリーナ用
放送設備	一式	１回当たり４００円	サブアリーナ用 柔道場用

			剣道場用 会議室用 研修室用
エアコン設備	一式	1時間当たり 1 7 0 円	野球場放送棟用
	全面	1時間当たり 3, 2 0 0 円	メインアリーナ用
	半面	1時間当たり 1, 6 0 0 円	
	全面	1時間当たり 1, 6 0 0 円	サブアリーナ用
移動ステージ	1 台	1回当たり 2 0 0 円	メインアリーナ用
椅子	1 0 脚ごと	1回当たり 1 0 0 円	あらかじめ施設内に設置 してあるものを除く。
机	1 卓	1回当たり 3 0 円	

注 有料備品は、当該備品を使用する施設の供用時間内でなければ、これを使用
することができない。

別表第 2 （第 4 条関係）

都 市 公 園 名	有料公園施設名	期間	供用時間	供用時間の例外
宮 代 町 総 合 運 動 公	多目的広場	4 月 1 日から 5 月 3 1 日まで	午前 9 時から午後 6 時まで	日曜日及び休日 に限り、供用時 間は午前 9 時か ら午後 5 時まで とする。
	野球場	9 月 1 日から 9 月 3 0 日まで		
	ソフトボール場	6 月 1 日から 8 月 3 1 日まで	午前 9 時から午後 7 時まで	
		1 月 5 日から 3 月 3 1 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで	

園		10月1日から12月27日まで		
	テニスコート	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで	
	メインアリーナ サブアリーナ 柔道場 剣道場 弓道場 トレーニング室 会議室 研修室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで	日曜日及び休日 に限り、供用時間は午前9時から午後5時までとする。
	プール		午前9時から午後8時まで	日曜日及び休日 に限り、供用時間は午前9時から午後4時までとする。
は ら っ ぱ ー ク 宮 代	多目的広場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後5時まで	

様式第1号(第2条関係)

公園施設設置等許可申請書			
宮 代 町 長 様		年 月 日	
		住 所 _____	
		氏 名 _____	
		電話番号 () _____	
都市公園法第5条第1項(第6条第1項)の規定により、下記のとおり公園施設の設置・管理(都市公園の占用)の許可を受けたいので申請します。			
記			
設 置 又 は 管 理 (占 用) の 目 的			
公 園 施 設 (占 用 物 件) の 種 類			
設 置 又 は 管 理 (占 用) の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
設置又は管理(占用)の場所及び面積			
公 園 施 設 (占 用 物 件) の 構 造			
公園施設(占用物件)の管理の方法			
工 事 実 施 の 方 法 (直 営 又 は 請 負 施 行 の 別)	直 営	請 負	請負者名
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着手 完了	年 月 日から 年 月 日まで	
都 市 公 園 の 復 旧 方 法			
そ の 他 必 要 な 事 項			
添 付 書 類	1 設計書、仕様書及び図面 2 事業計画書 3 供用及び管理に関する計画書 4 その他町長が必要と認める書類		

備考 管理の許可の申請にあつては、工事实施の方法(直営又は請負施行の別)、工事の着手及び完了の時期並びに都市公園の復旧方法の記載並びに添付書類1(設計書、仕様書及び図面)の添付を要しない。

様式第2号(第2条関係)

公園施設設置等変更許可申請書	
年 月 日	
宮 代 町 長 様	
住 所 _____	
氏 名 _____	
電話番号 () _____	
都市公園法第5条第1項(第6条第3項)の規定により、下記のとおり公園施設の設置・管理(都市公園の占用)の許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。	
記	
公園施設(占用物件)の種類	
既に受けた許可の年月日号 及 び 番 号	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	
添 付 書 類	1 既に受けた許可証の写し 2 その他知事が必要と認める書類

様式第3号(第3条関係)

都市公園内行為許可申請書	
年 月 日	
宮代町長 様	
住所	
氏名	
〔法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名〕	
(電話番号)	
宮代町都市公園条例第2条第2項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為の許可を受けたいので申請します。	
記	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
行為を行う場所又は使用する公園施設	
行 為 の 内 容	
宮代町都市公園条例 施行規則第3条第2 項 に 定 め る 事 項	
備 考	

様式第4号(第3条関係)

都市公園内行為事項変更申請書	
年 月 日	
宮代町長	様
住所	
氏名	
〔法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名〕	
(電話番号)	
宮代町都市公園条例第2条第3項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為許可事項の変更許可を受けたいので申請します。	
記	
既に受けた許可の年月日及び許可番号	年 月 日 許可番号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
その他必要な事項	

※既に交付された許可証を添付してください。

様式第5号(第5条関係)

有料公園施設使用許可申請書			
宮代町長 (指定管理者)		様	年 月 日
		団体名	
		住所	
		氏名	
		電話番号	()
宮代町都市公園条例第7条の規定により、下記のとおり有料公園施設の使用許可を受けたいので申請します。			
記			
施設名	宮代町総合運動公園 ・ はらっパーク宮代		
使用目的			
利用区分	一般()人	児童・生徒等()人	
	町内(在住・在学・在勤)	町外	
使用施設	使用日時	使用時間	使用料(円)
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
有料備品の使用	する・しない	増使用料 (円)	
備考	入場料徴収の有無	有り(円)・無	使用料の合計 (円)
		許可番号	号
		年 月 日	
		担当者	

(所管課用)

様式第6号(第5条関係)

有料公園施設変更許可申請書 宮代町長 (指定管理者) 様 年 月 日 団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 () _____ 宮代町都市公園条例第7条の規定により、下記のとおり有料公園施設の許可事項の変更を受けたいので申請します。 記				
施設名		宮代町総合運動公園 ・ はらっパーク宮代		
既に受けた許可の年月日及び許可番号		年 月 日 許可番号 第 号		
変更理由				
	使用施設	使用日時	使用時間	使用料(円)
変更前		年 月 日 ()	～ (時間)	既納額(円)
変更後		年 月 日 ()	～ (時間)	変更額(円)
備考				清算額(円)
許可番号 年 月 日 担当者				

※既に交付された許可証を添付してください。

(所管課用)

様式第7号(第5条関係)

有料備品使用許可申請書			
宮代町長様 (指定管理者)		年 月 日	
		団体名	
		住 所	
		氏 名	
		電話番号 ()	
宮代町都市公園条例第5条の規定により、下記の備品について使用の許可を受けたいので申請します。			
記			
使用目的			
使用日時	年 月 日 () 時～ 時		
使用する施設		許可日/許可番号	
		年 月 日	
		第 号	
使用する有料備品	単価	数量	使用料(円)
備 考	使用料の合計(円)		
		許可番号	年 月 日
		担当者	

(所管課用)

様式第8号(第6条関係)



様式第9号(第6条関係)

宮代町総合運動公園

様式第10号(第6条関係)

定期券(表)

No.			
ぐるる宮代 定期券			
氏名		男・女	
		歳	
有効期限		年	月 日迄
利用者区分		利用施設	
一般	児童・生徒等	トレーニング室	プール

定期券(裏)

注意事項
1 この券は、記名人本人のみ利用できます。
2 利用の際は、係員に提示してください。
3 本券の払い戻しはいたしません。
4 利用者区分及び利用施設を○で囲い、使用してください。
5 利用施設では、管理者の指示に従ってください。
6 本券は1月券です。有効期限が切れたり、不要になったときは直ちに施設管理者にお返してください。

様式第11号(第9条関係)

公園施設等使用料還付申請書

		第		号	
宮代町長 (指 定 管 理 者)		年		月 日	
		団 体 名			
		住 所			
		氏 名			
		連 絡 先 及び電話 番 号			
下記のとおり使用料の還付を受けたく申請します。					
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) : ~ : (時間)				
使 用 施 設					
還 付 申 請 額	金 額 円				
還付を受けよう と す る 理 由					
還付を受けよう と す る 方 法	☐ 現金 ☐ 口座振込 銀行 本／支店 ☐ 口座番号 ☐ 座 名				
添 付 書 類	利用許可書				

様式第12号(第10条関係)

公園施設設置等許可証			
様		第	号
		年	月 日
宮 代 町 長			
都市公園法第5条第1項(第6条第1項)の規定により、下記のとおり公園施設の設置・管理(都市公園の占用)を許可する。			
設 置 又 は 管 理 (占 用) の 目 的			
公 園 施 設 (占 用 物 件) の 種 類			
設 置 又 は 管 理 (占 用) の 期 間	年	月	日から 日まで
設 置 又 は 管 理 (占 用) の 場 所 及 び 面 積			
使 用 料 の 額	円		
納 入 期 限	年	月	日まで
許 可 の 条 件			

様式第13号(第10条関係)

公園施設設置等変更許可証	
第 年 月 日 号	
様	
宮 代 町 長	
都市公園法第5条第1項(第6条第1項)の規定により、下記のとおり公園施設の設置・管理(都市公園の占用)の許可事項の変更を許可する。	
公園施設(占用物件)の種類	
既に受けた許可の年月日及び番号	第 年 月 日 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
使 用 料 の 額	円
納 入 期 限	年 月 日まで
許 可 の 条 件	

様式第14号(第10条関係)

都市公園内行為許可証	
第 号	
住所	
氏名	
宮代町都市公園条例第2条第1項の規定により、下記のとおり都市公園内の行為を許可する。	
年 月 日	
宮代町長 (指定管理者)	
記	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
行為を行う場所又は使用する都市公園	
許 可 の 条 件	

※使用時は、本許可証を携帯してください。

様式第15号(第10条関係)

都市公園内行為変更許可証	
第 号	
住所	
氏名	
宮代町都市公園条例第2条第3項の規定により、下記のとおり都市公園内の行為の許可事項の変更を許可する。	
年 月 日	
宮代町長 (指定管理者)	
記	
行 為 の 目 的	
既に受けた許可の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 許可番号
変 更 事 項	
許 可 の 条 件	

※使用時は、本許可証を携帯してください。

様式第16号(第10条関係)

有料公園施設使用許可証兼領収書			
		年 月 日	
		団 体 名	
		住 所	
		氏 名	
		電話番号 ()	
宮代町都市公園条例第7条の規定により、下記のとおり有料公園施設の使用を許可します。 宮 代 町 長 (指 定 管 理 者) 記			
施 設 名	宮代町総合運動公園 ・ はらっパーク宮代		
使 用 目 的			
利 用 区 分	一般() 人	児童・生徒等() 人	
	町内(在住・在学・在勤)	町外	
使 用 施 設	使用日時	使用時間	使 用 料(円)
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
	年 月 日()	～ (時間)	
有料備品の使用	する・しない	増 使 用 料 (円)	
備 考	入場料徴収の有無	有り(円)・無	使用料の合計 (円)
		許 可 番 号	号
		年 月 日	
		担 当 者	

※使用時は、本許可証を携帯してください。

(申請者)

様式第17号(第10条関係)

有料公園施設変更許可証兼領収書				
				年 月 日
団 体 名				
住 所				
氏 名				
電話番号				()
宮代町都市公園条例第7条の規定により、下記のとおり有料公園施設の許可事項の変更を許可します。 宮 代 町 長 (指 定 管 理 者) 記				
施 設 名		宮代町総合運動公園 ・ はらっパーク宮代		
既に受けた許可の年月日及び許可番号		年 月 日 許可番号 第 号		
変 更 理 由				
	使用施設	使用日時	使用時間	使 用 料(円)
変 更 前		年 月 日()	～ (時間)	既納額(円)
変 更 後		年 月 日()	～ (時間)	変更額(円)
備 考				清算額(円)
許 可 番 号 年 月 日 担 当 者				

※使用時は、本許可証を携帯してください。

(申請者)

様式第18号(第10条関係)

有料備品使用許可証兼領収書			
年 月 日			
団 体 名			
住 所			
氏 名			
電話番号 ()			
下記のとおり許可いたします。			
宮 代 町 長 (指 定 管 理 者) 記			
使用目的			
使用日時	年 月 日 () 時～ 時		
使用する施設		許可日／許可番号	
		年 月 日	
		第 号	
使用する有料備品	単価	数量	使 用 料(円)
備 考	使 用 料 の 合 計 (円)		
	許可番号 年 月 日 担当者		

(申請者用)

様式第19号(第12条関係)

公園施設等使用料免除申請書								
年 月 日								
宮 代 町 長 様 (指 定 管 理 者) 下記のとおり施設使用料の免除を受けたいので、宮代町都市公園条例施行規則第12条の規定により申請します。								
記								
団 体 名 代 表 者 氏 名		住 所						
		電 話 番 号						
申 請 者 氏 名		連 絡 先						
使 用 日 時	月 日 () 午前・午後 時～ 時までの 時間							
使 用 施 設	☐ () ☐ 一般プール ☐ 幼児プール							
使 用 目 的								
使 用 人 数								
添 付 書 類	☐ 大会実施要綱等の写し ☐ その他 ()							
免 除 理 由	規則第 条第 項 号該当							
免除を受けようとする金額	円							
決 裁								

注 太枠の中のみ記入してください。

様式第20号(第13条関係)

室内プール団体登録申請書

宮代町長様
(指定管理者)

年 月 日

宮代町総合運動公園室内プールの独占使用を希望する団体を代表して、下記のとおり団体登録を申請します。

記

(団体登録事項)

団 体 名	
責 任 者 住 所	
責 任 者 氏 名	
電 話 番 号	
連絡先住所・氏名等	住 所： 氏 名： 連絡先：

NO	氏名	住 所	年齢	NO	氏名	住 所	年齢
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

様式第21号(第13条関係)

登録証(表)

室内プール団体登録証			
団体名			
有効期限	年	月	日～
	年	月	日
宮代町総合運動公園 TEL(32)1543			
室内プール TEL(33)9752			

登録証(裏)

注意事項
☆当日は、10人以下でのご利用はできません。 (幼児を除く)
☆団体の責任者を必ず置くこと。
☆営利その他の業を目的とする団体ではないこと。
☆児童・生徒等が主たる構成員となるときは、 成人の監督者を置くこと。
☆団体利用の場合は、7月及び8月の毎日、土曜日、日曜日及び休日のご利用はできません。

様式第22号(第15条関係)

宮代町総合運動公園利用料金承認申請書					
		年 月 日			
宮代町長		様 宮代町総合運動公園指定管理者			
宮代町総合運動公園を運営するにあたり、利用料金の設定をしたいので、宮代町都市公園 条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり金額設定について承認の申請をいたします。 記					
条 例 第 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 行 為	行為の種類		利用料金		
			単位	期間	金額
	物品の販売その他これらに類するもの		1平方メートル	1日	円
	業としての写真撮影			半日	円
			1日	円	
	業としての映画撮影			半日	円
			1日	円	
興行		1平方メートル	1日	円	
競技会、展示会その他これらに類する催し		1平方メートル	1日	円	
有 料 公 園 施 設 の 利 用	施設名	区分	基本使用料(1時間当たり)		
			一般	児童・生徒等	
	多目的広場	全面	円	円	
	野 球 場	全面	円	円	
	ソ フ ト ボ ー ル 場	全面	円	円	
	テ ニ ス コ ー ト	1面	円	円	
	メ イン ア リ ー ナ サ ブ ア リ ー ナ	メインアリーナ全面	円	円	
		メインアリーナ半面	円	円	
		サブアリーナ全面	円	円	
		バレーボールコート1面	円	円	
		バドミントンコート1面	円	円	
		卓球1面	円	円	
	柔 道 場	全面	円	円	
	剣 道 場	全面	円	円	
	弓 道 場	全面	円	円	
		共用	1人 円	1人 円	
	ト レ ー ニ ン グ 室	共用	1人1回につき 円	—	
		回数券	円	—	
		定期券(1月)	円	—	
	会 議 室	全面	円	円	
	研 修 室	全面	円	円	

	プ ー ル	共用	1人1回につき 円	1 人 1 回 に つ き 円
		回数券	円	円
		定期券(1月)	円	円
		一般プール占有1コース	1人1回につき 円	1 人 1 回 に つ き 円
		幼児プール占有半面	—	1 人 1 回 に つ き 円
照明使用 料	施 設 名	区分	基本使用料(1時間当たり)	
	テ ニ ス コート	1面	円	
有料備品	備品名	区分	使用料	摘要
	放送設備	一式	円	メインアリーナ用
	放送設備	一式	円	野球場放送棟用
	移動ステージ	1台	円	メインアリーナ用
	椅子	10脚ごと	円	あらかじめ施設内に設置
	机	1卓	円	してあるものを除く
	ビデオプロジェクター	一式	円	研修室用
増使用料	区分		増使用料の額	
	入場料金等を徴収する場合		最高の入場料金等に	を乗じて得た額
	営利、宣伝を目的とする場合		基本料金に	を乗じて得た額

様式第23号(第15条関係)

はらっパーク宮代利用料金承認申請書				
宮代町長		様		年 月 日
		はらっパーク宮代指定管理者		
はらっパーク宮代を運営するにあたり、利用料金の設定をしたいので、宮代町都市公園条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり金額設定について承認の申請をいたします。				
記				
条 例 第 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 行 為	行為の種類	利用料金		
		単位	期間	金額
	物品の販売その他これらに類するもの	1平方メートル	1日	円
	業としての写真撮影		半日	円
			1日	円
	業としての映画撮影		半日	円
			1日	円
	興行	1平方メートル	1日	円
競技会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日	円	
小広場の有料施設の代替利用	全面	1時間	円	
有 料 公 園 施 設 の 利 用	施設名	区分	基本使用料(1時間当たり)	
	多目的広場	全面	一般	児童・生徒等
		半面	円	円
		1／6面	円	円
増使用料	区分	増使用料の額		
	入場料金等を徴収する場合	最高の入場料金等に 乗じて得た額		
	営利、宣伝を目的とする場合	基本料金に 乗じて得た額		

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 3 条関係）

（令 4 規則 1 6 ・一部改正）

様式第 4 号（第 3 条関係）

（令 4 規則 1 6 ・一部改正）

様式第 5 号（第 5 条関係）

様式第 6 号（第 5 条関係）

様式第 7 号（第 5 条関係）

様式第 8 号（第 6 条関係）

様式第 9 号（第 6 条関係）

様式第 1 0 号（第 6 条関係）

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

（令 4 規則 1 6 ・一部改正）

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 3 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

（平 3 1 規則 1 4 ・一部改正）

様式第 1 5 号（第 1 0 条関係）

（平 3 1 規則 1 4 ・一部改正）

様式第 1 6 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 7 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 8 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 9 号（第 1 2 条関係）

様式第 2 0 号（第 1 3 条関係）

様式第 2 1 号（第 1 3 条関係）

様式第 2 2 号（第 1 5 条関係）

（令 4 規則 1 6 ・一部改正）

様式第 2 3 号（第 1 5 条関係）

(令 4 規則 1 6 ・ 一部改正)

○宮代町都市公園管理運営細則

平成19年3月9日

告示第21号

改正 平成20年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 この細則は、宮代町都市公園条例（平成5年宮代町条例第3号。以下「条例」という。）及び宮代町都市公園条例施行規則（平成5年宮代町規則第5号。以下「規則」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「利用者」とは、条例第2条第1項若しくは同条第3項の許可（以下「行為許可」という。）及び条例第7条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者をいう。

2 この告示において「使用料」とは、行為許可による利用及び有料公園施設等を貸し出し区分に応じて、独占的に使用する場合に納付する料金をいう。

3 この告示において「許可日」とは、行為許可による使用及び利用許可により施設を利用する日をいう。

(申請等)

第3条 有料公園施設等を利用しようとする者は、規則第5条第2項に定める期間内にあらかじめ予約することができる。

2 前項に規定する申請については、予約をした日から起算して8日以内に申請をしなければならない。

(使用料の取扱い)

第4条 条例第12条に規定する使用料については、申請者の区分に基づき徴収するものとする。

2 前項に規定する児童・生徒等が団体で利用するときは、利用者（付き添い人又は指導者を除く。）のすべてが児童・生徒等に該当する場合に限り、児童・生徒等の料金区分を適用するものとする。ただし、一般と児童生徒等の混成団体が利用する場合については、一般の料金区分を適用するものとし、増使用料の適用についても、同様とする。

- 3 有料公園施設等において条例第2条第1項第3号及び第4号に規定する行為を行う場合は、利用時間に応じた使用料を徴収し、利用時間が1時間に満たないときの使用料は1時間と計算する。ただし、予備日の分の使用料については徴収しないことができる。

(施設利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 行為許可若しくは利用許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸させないこと。
- (2) 許可施設を利用目的以外の使用に供しないこと。
- (3) 公の秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園施設の注意事項を遵守すること。

(許可日の変更等)

第6条 利用者が、自己の都合により既納の使用料をもって許可日を変更することができるのは、許可日から起算して8日前までとする。ただし、条例第12条第4項に該当する場合は、この限りでない。

(芝の養生)

第7条 有料施設内の多目的広場における芝の養生期間及び範囲は、天候及び芝の発育状況等を考慮し、町長が決定するものとする。

(降雨等による施設使用の制限)

第8条 町長は、降雨その他の自然気象等の状況により、公園施設を利用させることが都市公園の保全上又は管理上支障があると判断したときは、施設の利用を制限することができるものとする。

- 2 町長は、前項の規定による許可日の利用を中止したときは、利用者は許可日から起算して3月以内に許可日の変更申請をすることができる。

- 3 町長は、第1項の規定による公園施設の利用を途中で停止させた場合は、施設の利用開始から30分を経過しない場合に限り、未使用時間に相当する使用料を還付することができる。

(危険防止のための制限)

第9条 町長は、都市公園内において、次に掲げる行為を制限する。ただし、町の

事業として行う場合又は施設の占有利用の許可を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定により制限した行為は、掲示板等により周知するものとする。

(指定管理者による管理の場合における規定の適用)

第10条 条例第20条の規定により指定管理者に都市公園に関する業務を行わせる場合における第7条、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第23条第3項の規定により指定管理者に都市公園に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合における第4条、第6条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 宮代町総合運動公園管理運営細則（平成7年宮代町告示第37号）は、廃止する。

附 則（平成20年告示第50号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。